

## 5. 景観形成重点区域における景観形成

### 〈景観形成重点区域の考え方〉

現行の市条例によって指定されている「三つの景観保全地域(景観形成地域)」、及び美しい街なみの再現・創出に先導的に取り組んでいる「鹿野城下町地区」を「景観形成重点区域」として位置付けます。

### 【景観形成重点区域の概要】

景観計画区域のうち、歴史・文化、自然等の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる次の地域を景観形成重点区域として指定します。

| 名 称                | 区域の概況   | 備 考                           |
|--------------------|---|-------------------------------|
| ①久松山山系<br>景観形成重点区域 | 鳥取城跡などの歴史的・文化的景観形成資源及び久松山山系と一体となって景観をつくり出している地域   | ※現行市条例による区分<br>…→ 久松山山系景観保全地域 |
| ②湖山池<br>景観形成重点区域   | 湖山池とその周辺を取りまく山並みとが一体となって景観をつくり出している地域             | ※現行市条例による区分<br>…→ 湖山池景観保全地域   |
| ③因幡白兎<br>景観形成重点区域  | 「因幡の白うさぎ」の伝説で有名な白兎海岸を中心にして、沿道海浜景観をつくり出している地域      | ※現行市条例による区分<br>…→ 因幡白兎景観形成地域  |
| ④鹿野城下町<br>景観形成重点区域 | 鹿野城下町の特長を踏まえながら祭りの似合う和風の街なみ景観の整備・保存に積極的に取り組んでいる地域 | ※街づくり協定締結区域<br>…→ 鹿野城下町地区     |

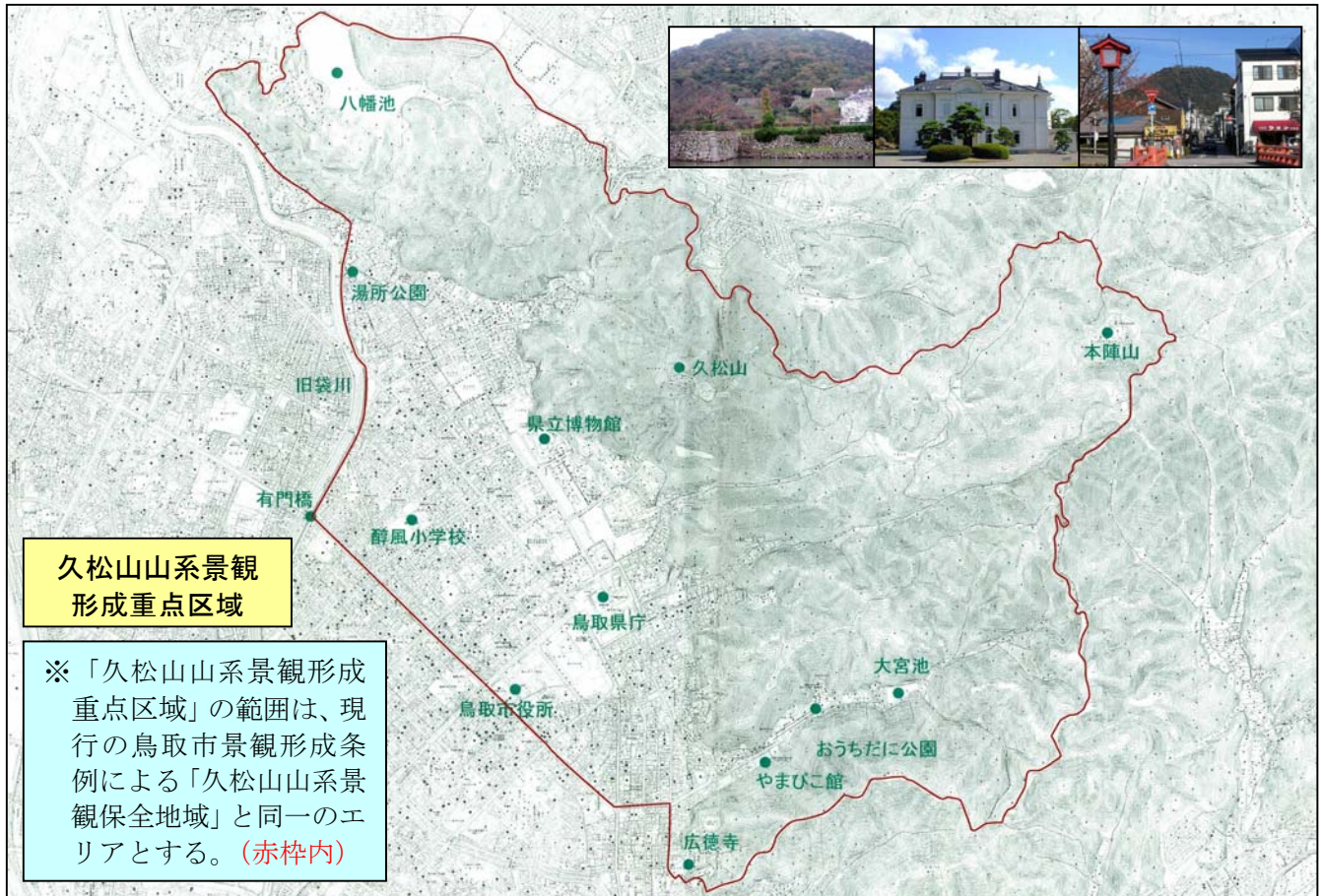
景観形成重点区域の景観形成にあたっては、現行の市条例によって指定されている「三つの景観保全地域(景観形成地域)」及び「鹿野城下町地区」の考え方をベースにします。

また、前述の「市域全域における景観形成方針」を踏まえた上で、それぞれの重点区域における目標、基本方針等を次のように設定します。

## 5-1. 久松山山系景観形成重点区域

### (1) 重点区域の範囲

「久松山山系景観形成重点区域」は、久松山山系と一体となった景観を保全すべき地域とします。



久松山山系景観  
形成重点区域

※「久松山山系景観形成重点区域」の範囲は、現行の鳥取市景観形成条例による「久松山山系景観保全地域」と同一のエリアとする。(赤枠内)

- (備考) 1. 建築物又は工作物の敷地が、図に示す基準線(赤枠)に接し、かつ景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。  
2. 建築物又は工作物が、景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。

### (2) 景観形成の目標・方針

#### 【地域イメージ】

～ 市街地景観を豊かに保つ、久松山を中心とした山系風景 ～

#### 【景観形成の目標】

- 歴史・文化と自然とが調和した景観づくりを進めていくための土壌づくりとして、歴史的建造物、史跡、文化財等と一体となった自然景観の保全を図ります。

#### 【景観形成の基本方針】

- 豊かな緑と山の稜線を保全します。
- 歴史的建造物、史跡、文化財等を保全します。
- 建築物等の色彩計画を周辺の緑に調和する落ち着いた色彩となるように誘導します。

※「久松山山系景観保全地域基本方針」(鳥取市)をもとに作成。

## 5-2. 湖山池景観形成重点区域

### (1) 重点区域の範囲

「湖山池景観形成重点区域」は、湖山池とその周囲の陸上区域とを合わせた地域とします。



- (備考) 1. 建築物又は工作物の敷地が、図に示す基準線(赤枠)に接し、かつ景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。
2. 建築物又は工作物が、景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。

### (2) 景観形成の目標・方針

#### 【地域イメージ】

～ 古代のロマンを秘めたのどかな個性ある水系風景 ～

#### 【景観形成の目標】

- 歴史と自然の織りなす豊かな水郷景観の保全を図ります。

#### 【景観形成の基本方針】

- 湖畔と一体となった自然景観を保全します。
- 建築物等の色彩計画を水と緑に調和する落ち着いた色彩となるように誘導します。
- 自然と一体となった歴史的・文化的景観を保全します。

※「湖山池景観保全地域基本方針」(鳥取市)をもとに作成。

## 5-3. 因幡白兔景観形成重点区域

### (1) 重点区域の範囲

「因幡白兔景観形成重点区域」は、鳥取市街地西方に位置する白兔海岸を中心とした国道9号鳥取バイパス周辺の沿道海浜地域とします。



- (備考) 1. 建築物又は工作物の敷地が、図に示す基準線(赤枠)に接し、かつ景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。
2. 建築物又は工作物が、景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。

### (2) 景観形成の目標・方針

#### 【地域イメージ】

～ 神話の里・白兔海岸を中心とする白砂青松の風光明媚な海浜景観 ～

#### 【景観形成の目標】

- うるおいのある海浜景観の保全と創造、調和のとれた沿道景観の形成に努めます。

#### 【景観形成の基本方針】

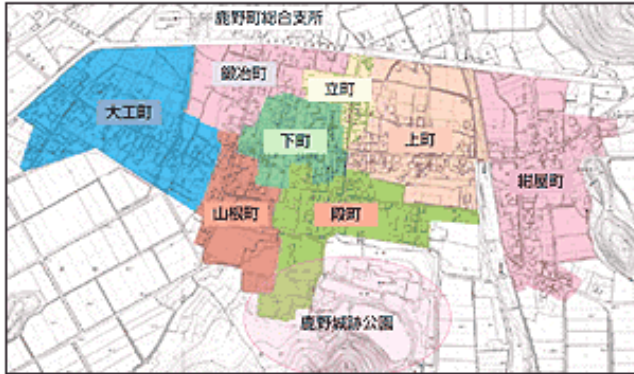
- 建築物は、できる限り国道9号から後退した位置とし、十分なゆとり空間を確保します。
- 道路沿いの敷地は、草花や樹木による緑化に努め、うるおいのある景観形成に努めます。
- 観光・サービス施設等は、周辺の海浜景観や歴史的な景観特性を活かしたものとするよう努め、調和のとれた景観形成を図ります。

※「因幡白兔景観形成地域基本方針」(鳥取市)をもとに作成。

## 5-4. 鹿野城下町景観形成重点区域

### (1) 重点区域の範囲

「鹿野城下町景観形成重点区域」は、鹿野城跡のふもとに広がる面積 40.5ha の区域で、鹿野祭りを執り行う 8 つの町で形成される地域とします。



### (2) 景観形成の目標・方針

#### 【地域イメージ】

～ 鹿野祭りの似合う和風の街なみ景観の整備・保存 ～

#### 【景観形成の目標】

- 城下町の特長を踏まえながら鹿野祭りの似合う和風の街なみ景観の整備・保存に取り組みます。

#### 【景観形成の基本方針】

- 住民・行政の協働により鹿野祭りの似合う和風の街なみ景観の整備・保存を図ります。
- 空き地・空き家及び水路等を積極的に活用して、地域住民等の利便性の向上やコミュニティ活動、観光等に寄与できるような施設整備を進めます。
- 御幸行列が繰り出す紺屋町～大工町間の街路は『祭り通り』、立町～殿町間は『城山通り』、鍛冶町は『水音通り』とし、これに相応した整備を進めます。

※「鹿野城下町地区 景観ガイドライン」(鳥取市)をもとに作成。

